

電子契約サービス利用に係るよくある質問(事業者向け)

NO	質問	回答
1 事前準備		
1	電子契約サービスを利用するにあたり、ソフトウェアのインストールなどの準備は必要ですか。	不要です。インターネットを利用して締結をします。 推奨環境:Chrome、Safari、Firefox、Microsoft Edge(Internet Explorerは非推奨です。)
2	何か費用がかかりますか。	不要です。ただし、電子契約サービスを利用する際に発生するインターネット通信料は事業者様の負担となります。
3	クラウドサインのアカウント登録が必要ですか。	不要です。
4	スマートフォンでも電子契約の締結は可能ですか。	メールの送受信が可能で、推奨環境を満たしたスマートフォンであれば、電子契約の締結は可能です。 推奨環境:Chrome、Safari、Firefox、Microsoft Edge(Internet Explorerは非推奨です。)
5	今後の契約は全て電子契約でしなければならないのですか。	紙の契約書とするか電子契約とするかは選択が可能です。 なお、電子契約の対象となるか否かは、各案件の公告にその旨記載します。
6	契約書確認依頼メールはどのアドレスから届きますか。	契約書確認依頼メールの送信元アドレスは support@cloudsign.jpとなります。
7	クラウドサイン以外の電子契約サービスは利用できますか。	那覇市との電子契約は、那覇市が「クラウドサイン」を利用して契約書をアップロードする場合に限ります。事業者様からアップロードしたり、他社の電子契約サービスを利用いただくことはできません。
2 電子契約利用承諾書		
1	電子契約とするために、那覇市に提出する書類はありますか。	各案件ごとに「電子契約利用承諾書」を電子入札システムから提出してください。
2	「電子契約利用承諾書」の様式はどこで取得できますか。	那覇市HPや各案件の公告データからダウンロードしてください。
3	「電子契約利用承諾書」はどのタイミングでどのように提出したらいいですか。	落札候補者になった際に提出する資格審査書類と合わせて電子入札システムから提出してください。
4	以前に「電子契約利用承諾書」を提出したことがあり、記載内容に変更がない場合、それを代用してもらうことは可能ですか。	電子契約を希望する場合は、各案件ごとに提出となります。
5	「電子契約利用承諾書」は電子契約を希望しない場合でも提出が必要ですか。	電子契約を希望しない場合、提出は不要です。
6	「電子契約利用承諾書」には、契約締結権限者と担当者の2名分の欄がありますが、2名分記載する必要はありますか。	1名でも問題ありません。1名の場合は契約締結権限者欄に記載してください。また、3名以上になる場合は、担当者欄を追加し記載してください。 なお、担当者を2名以上記載いただいた場合(担当者欄が2つ以上ある場合)は、下側の欄から順に送信します。

7	担当者と契約締結権限者が同じメールアドレスを使用することはできますか。	メールアドレスを重複して使用することはできません。別のメールアドレスをご用意ください。
8	「電子契約利用承諾書」の担当者は案件により変更可能ですか。	案件ごとに提出いただきますので、その都度、担当者やメールアドレスが異なっても構いません。
3 契約書データ		
1	契約書の原本となるものは、締結完了のメールに添付された契約書データですか。又は電子契約サービス(クラウド)上に保存されたデータですか。	メールに添付された契約書データ及び電子契約サービス(クラウド)上に保存されたデータが原本になります。 また、クラウド上に保存されるためには、クラウドサインのアカウント作成が必要となりますのでご注意ください。 クラウドサイン フリープランのご登録 >> https://www.cloudsign.jp/signup/
2	契約締結後、契約書データはどこからダウンロードすればよいですか。	契約締結完了後、送信ルート上の全ての関係者に、電子署名が施された契約書データが添付された締結完了メールが届きますので、そちらからダウンロードしてください。 なお、ファイルサイズが一定容量(通常6MB、キャリアメールの場合は2MB)を超えた場合は、クラウドサイン上からダウンロードする必要があります。 ・クラウドサインのアカウントをお持ちの場合 クラウドサインへの遷移リンクが締結完了メールに設定されます。 ・クラウドサインのアカウントをお持ちでない場合 契約書データのダウンロードが可能なURLリンクが締結完了メールに設定されますので、そちらから契約書データの取得が可能です。URLの有効期限は10日間となります。
3	契約書確認依頼メールが届いたときに、契約書内容に誤りがあった場合はどうすればよいですか。	電子契約サービスの仕組み上、修正することはできませんので、当該契約書データを破棄し、新たな契約書データを作成する必要があります。誤りに気付いた場合は、契約締結を行わず、那覇市の担当者へご連絡ください。
4	契約後に、契約書内容の誤りが判明した場合はどうすればよいですか。	一度合意締結した契約データ自体を修正・解除することはできませんので、那覇市担当者にご連絡ください。

4 合意締結証明書		
1	いつ誰が契約に同意したかを確認できるものはありませんか。	Adobe Readerで契約書データ(PDF)を開き、「電子署名パネル」から電子署名とタイムスタンプを確認することができます。
2	いつ誰が契約に同意したかを簡単に確認できるものはありませんか。	「合意締結証明書」があります。 合意締結証明書は、電子契約サービス提供事業者が発行する証明書で、電子契約が取り交わされた事実を確認できるものです。 合意締結証明書には、契約名、契約書データのファイル名、書類ID、契約書の確認・同意を行った方の氏名、メールアドレス及び承認日時が記載されます。 なお、合意締結証明書は次の方法により取得できます。 ・クラウドサインのアカウントをお持ちの場合 クラウドサインにログイン後、「締結済み」から対象書類をクリックし、「書類概要画面」を表示します。画面中央右の「ダウンロード」をクリックし、「合意締結証明書」を選択することでダウンロードできます。 ・クラウドサインのアカウントをお持ちでない場合 事業者様にてダウンロードすることはできませんので、那覇市担当者までご連絡ください。
3	契約書を紙で印刷した場合、契約書が締結済みであることを確認する方法はありますか。	契約書データを印刷したものと、合意締結証明書を照合することで確認ができます。 クラウドサインを利用して契約締結を行った場合、契約書の左下(1枚目のみ)に書類IDが付与されます。 合意締結証明書にも同じ書類IDが記載されていますので、書類IDを照合することにより締結済みであることが確認できます。
5 変更契約		
1	変更契約時に人事異動により当初契約から担当者が変わりました。問題ありませんか。	問題ありません。当初契約と同様に、変更契約においても、事業者様から電子契約の利用に関して同意をいただく必要があるため、担当者様の変更の有無にかかわらず「電子契約利用承諾書」をご提出ください。